

K O M E I

公明グラフ
SUMMER
2020

G R A P H I C



公明党は、いかなる時代にあつても
地域になくってはならない「庶民を守る柱」

——生活、経済を力強く支援
特集・コロナ禍を乗り越える

大阪市 犯罪被害者支援へ——待望の条例施行

大阪市議会で「大阪市犯罪被害者等の支援に関する条例」が全会一致で可決され、4月1日から施行されています。同条例を推進してきた市議会公明党（西崎照明幹事長）は、関西で活動する犯罪被害当事者の団体である一般社団法人「犯罪被害者の会・つなぐ会」のメンバーと実現を喜び合いました。

「公明議員が熱心に話を聞いてくれ、長年の要望がようやく実った」。条例の制定を見届けた、つなぐ会の林良平理事は感慨深く語りました。

犯罪被害者やその家族らは、直接的な被害だけでなく、周囲との関わりの中で、心ない言葉や無責任な噂、嫌がらせなどの二次被害に苦しめられるケースがあります。今回施行された条例は、こうした状況に置かれている犯罪被害者とその家族や遺族の権利を保護し、支援に取り組む市の姿勢を明確にするものです。

昨年、大阪市内で発生した刑法犯の件数は4万1349件。うち凶悪犯は347件で、府全体の半数以上を占めています。他の政令市と比べても突出して多い大阪市では、条例の制定を求める声が上がっていました。

被害者の申請待たず 初期段階から 市職員がサポート

被害者を支援する条例は全国の自治体でも制定されつつありますが、大阪市の条例では、被害発生後の初期段階から市職員が警察などと連携し、被害者の置かれている状況に応じた訪問支援を行うのが特徴。被害者からの申請を待たず、行政側から支援内容の活用を働き掛けることで、被害者らの早期支援につなげるのが狙いです。つなぐ会の伊藤裕さんは「事件直後はパニックに陥り、疑心暗鬼にもなる。信頼できる行政なら相談しやすい」と話しています。

転居費用など助成、法律相談も

経済的な支援としては、遺族や重症・病を負った被害者、強制性交などの被害者に見舞金を支給するほか、就学前の子の養育が困難になった場合の施設への一時預かり費用や精神医療費の自己負担分を助成します。

また、自宅で強盗や暴行などの被害を受け、心理的なショックで住み続けることが困難になった被害者に対しては、新住居への転居費が助成されます。

一方、日常生活の支援では、犯罪発生から1年以内で、無償のホームヘルパー派遣や配食サービスなどが利用できるほか、弁護士へ法律相談をする必要が生じた場合、犯罪被害者らの支援に精通した弁護士との相談も可能です。

林理事は「住む地域で支援の差が生まれないよう、府内や全国にも広がってほしい」と期待を述べています。

公明党 当事者の声を聞き制定リード

市議会公明党はこれまで、藤村昌隆府議とも連携しながら、当事者団体の声を聞き、議会で繰り返し訴えるなど条例制定を一貫して訴えてきました。

18年11月29日、公明議員も同席し、つなぐ会が市に条例制定の要望書を提出。翌日開かれた定例会では、土岐恭生市議が「条例を制定し、誰もが安心して暮らせるまちをめざすべきである」と訴え、吉村洋文市長（当時）は「早急に検討を始める」と答弁しました。

西崎幹事長は「引き続き被害者に寄り添った支援策を進めていく」と決意しています。



条例の制定を喜び合う藤村府議（後列左端）、市議会公明党のメンバーと林理事（前列左から3人目）ら=3月26日